

白 報 審 第 1 号
令和7年1月30日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会
会 長 福 島 康 仁



常勤特別職の期末手当の支給月数について（答申）

令和6年9月2日付け白人第166号で諮問のありました、市長、副市長若しくは教育長の期末手当の支給月数について下記のとおり答申します。

記

1 市長、副市長若しくは教育長の期末手当の支給月数について

現行の4.5月を維持する。

なお、今後は社会情勢や市の財政状況等の変化に応じて適宜見直しを行う必要があると考える。

2 答申に当たっての意見

地方分権の進展が進む中、地方公共団体には自己決定と、自己責任が一層求められており、常勤特別職には、市政の舵取り役としてリーダーシップや判断力、実行力がより強く求められる状況になっている。その職責がますます重くなっていることを鑑み、令和6年2月の当審議会において、給料月額を増額改定すべきとの答申をし、同年4月から給与改定が行われたところである。

今回の諮問事項である常勤特別職の期末手当については、これまで市では人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に沿った改定を必ずしも行ってきたわけではなく、市の財政状況等を踏まえ、適時判断してきた経緯が窺える。

このことから、当審議会で議論するにあたっては、近隣自治体や類似団体における報酬等の状況について比較、民間企業の状況、物価高騰等世の中の動向、期末手当の意味合い、給料月額の改定に伴う年収比較、一般職の期末手当及び勤勉手当の推移、市の財政状況等広範な角度からその適正額につい

て検討を進めてきた。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告は特別職を対象として行われているものではないが、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としていること、激動する社会環境に対応できる有為な人材を市の特別職として確保するには給料額や手当額を増やすことは将来に向けて必要なことではあるが、その、タイミングが適切かどうか、総合的に判断することが重要である。一般職の職員に合わせて0.1月増とした場合、約26万円（単年度）の財政負担は、市の財政規模約240億円に対して大きな影響を与える額ではないとの意見があり、マクロの視点から整理した。

一方で、いくつかの指標によれば現在の市の財政状況は健全であると説明されているものの、財政調整基金を取り崩している状況は、実質的な赤字要素であると考えられる。さらに、今後の文化センターの大規模改修や印西クリーンセンター移転に伴う負担金の増加など、将来に向けて不透明な点が残る。このような状況下において特別職の手当額を増額改定することは、市民の納得感を得られないのではないかと指摘があった。また、本年の給料額増額改定に伴い期末手当額もその影響を受けて増額となっているとの意見もあり、ミクロの視点から整理した。

これら意見を総合的に勘案した結果、市の現在及び将来の財政状況と市民感覚としての納得感を考慮し、期末手当の支給月数は現行の4.5月を維持とすることが妥当であると判断した。

なお、今後については市の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う必要があることを申し添える。